

平29福情答申第11号

平成30年3月19日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(西 区 総 務 部 総 務 課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき,平成29年6月21日付け西区総第264号により諮問を受けました下記の審査請求について,別紙のとおり答申いたします。

記

「西区人権尊重連絡会議委員の個人名がわかるものとして「平成28年度西区人権尊重連絡会議 委員名簿 (総会時) 」」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「西区人権尊重連絡会議委員の個人名がわかるものとして「平成28年度西区人権尊重連絡会議 委員名簿（総会時）」」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）については、非公開とした部分のうち、西区人権尊重連絡会議の会長である委員の氏名及び機関・団体における役職名の部分は公開することが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成29年3月29日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成29年3月21日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成29年3月29日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年5月22日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、「委員の氏名が匿名では、西区人権尊重連絡会議で何をしているのかよく分からない。委員の名前を公開してほしい。」と主張している。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成30年1月24日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

「平成28年度西区人権尊重連絡会議 委員名簿（総会時）」は、西区内の各種機関・団体の代表者等で構成された会議の名簿であり、平成28年度の総会時における資料として実施機関が作成したものである。

(3) 本件決定を行うに至った理由

当該会議は法令等の規定によるものではなく、また、当該個人は公務員等ではない。よって、連絡会議委員の「氏名」及び機関・団体における「役職」については条例第7条第1号に該当し、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、個人のプライバシーを保護するため、非公開としたもの。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 実施機関によると、西区人権尊重連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、地域での人権問題解決に向けた自主的な推進組織である校区人権尊重推進協議会等の活動支援を図ることなどを目的とした任意の組織であり、西区内の各種機関・団体の代表者等で構成されている。

(2) 本件対象文書である「平成28年度西区人権尊重連絡会議 委員名簿（総会時）」は、平成28年度における連絡会議の委員名簿であり、実施機関は、市の職員以外の委員の氏名と委員の特定につながる機関・団体における役職名を被覆した上で一部公開決定を行っていることが認められる。

(3) 実施機関が非公開情報としたこれらの情報は、条例第7条第1号（以下「第1号」という。）に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別

することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当することは明らかであるため、当審査会としては、非公開とする情報から除外することを定めた第1号ただし書に該当するか否かについて以下検証する。

2 第1号ただし書きの該当性について

(1) 第1号ただし書について

第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

次に、同号ただし書イの規定は、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回る場合には、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、同号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 第1号ただし書の該当性について

ア 当審査会から実施機関に確認したところ、本件連絡会議は法令等に基づいて設置されたものではなく、任意の組織であることから、委員の氏名や活動内容等については、市ホームページその他広報物等に掲載していないとのことであった。

イ 当審査会で調査したところ、確かに本件連絡会議の委員名等の公表は確認できなかった。しかし、市のホームページにおいて、別の組織体である西市民センター運営審議会の委員が公表されており、そのうちの1名の肩書が「西区人権尊重連絡会議会長」となっていたため、実施機関に確認したところ、公開請求時も同様の状態であったとのことであった。

よって、本件連絡会議の会長の氏名については、第1号ただし書アに該当

すると判断する。

ウ また、実施機関によると、機関・団体名における役職名は、個人の特定につながるために非公開としたものとのことであり、委員の氏名を公開する場合は被覆する必要がなくなるため、会長である委員については、氏名と併せて公開することが妥当と判断するものである。

エ 次に、本件連絡会議の委員の氏名等については、公にすることにより害される当該情報に係る個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るとは考えられず、同号ただし書イには該当しない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年1月12日	実施機関からの諮問
平成29年12月25日	実施機関が弁明意見書を提出
平成30年1月24日（第2部会）	実施機関から意見聴取・審議
平成30年2月26日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，北坂尚洋，勢一智子，山下亜紀子